

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第47条第1項
許認可等の種類	縁組承諾の許可
法令の定め	第47条第1項 児童福祉施設の長が、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。 (民法第797条) 養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。
審査基準	児童福祉法施行規則(厚生省令第11条)第39条に基づき申請を受けるが、当該縁組が適当であるかを調査することになっているため、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的基準を定めていない。
標準処理期間	総期間 21日・丹(注:休日は含まない。 経由機関 7日・丹(各総合振興局(振興局)保健環境部 児童相談室) 協議機関 日・月() 処分機関 14日・丹(保健福祉部子ども未来推進局)
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課(電話番号:011-204-5237)
申請先	各総合振興局(振興局)保健環境部児童相談室
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相談係 (電話番号:011-204-5237)
備考	(公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)